

周南市NET119緊急通報システム運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、周南市NET119緊急通報システム（音声による119番通報が困難な者が、自らが保有するインターネット端末（インターネット機能、メールサービス機能及びGPS機能を利用することができる携帯電話又はスマートフォン等をいう。以下同じ。）を利用して、消防機関へ緊急通報を行うシステムをいう。以下「NET119」という。）の運用について、必要な事項を定める。

(利用対象者)

第2条 NET119の利用対象者は、周南市内に在住し、聴覚、音声・言語機能障害により身体障害者手帳の交付を受けており、音声による119番通報が困難な者とする。

(登録の申請)

第3条 NET119を利用しようとする者は、周南市NET119緊急通報システム利用規約（以下「利用規約」という。）に同意をした上で、周南市NET119緊急通報システム登録申請書（別記様式第1号。以下「登録申請書」という。）を消防長に提出しなければならない。

2 インターネット端末からWebにより行われた申請については、前項の規定による登録申請書の提出があったものとみなす。

(登録及び通知)

第4条 消防長は、前条の申請があったときは、その内容について審査し、登録を決定した場合は、当該申請者をNET119の利用者として登録するものとする。

2 消防長は、登録した旨を当該申請者のメールアドレスに通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 前条の規定による登録を受けた者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、周南市NET119緊急通報システム登録変更（廃止）届出書（別記様式第2号。以下「登録変更届出書」という。）に必要事項を記入し、速やかに消防長に提出しなければならない。

- (1) 登録申請書に記載した登録情報に変更が生じたとき。
- (2) 利用するインターネット端末を変更したとき。

(3) 利用者としての登録を廃止するとき。

2 インターネット端末からWebにより行われた届出については、前項の規定による登録変更届出書の提出があったものとみなす。

(登録の取消し)

第6条 消防長は、次の各号のいずれかに該当するときは、登録者の登録を取り消すことができる。

(1) 第2条に規定する利用対象の要件を満たさなくなったとき。

(2) 前条第1項第3号の規定による届出があったとき。

(3) その他利用規約で定められた禁止事項に該当する行為が認められたとき。

(費用の負担)

第7条 NET119の利用料は、無料とする。ただし、NET119の利用に係るインターネット端末の通信費用については、登録者が負担するものとする。

(利用規約の公表)

第8条 利用規約は、周南市ホームページにて公表するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前においても、手続その他の準備行為は、行うことができる。